

クナシリ・メナシの戦いについて(10)

はじめに

今回も、新井田孫三郎が記した「寛政蝦夷乱取調日記」から、同じく寛政元年(1789)7月21日・22日の記録を見て行きます。同21日、死罪を申付けた牢内の37人について、一人ずつ申渡書に爪印をさせ、斬首を行ってゆきました。6人目を引き出しに遣わせたところ、牢内が騒ぎたち、大勢で「ベウタンゲ」(呪いの大声)をあげたのを、駆けつけた孫三郎ら8人には、牢を壊して逃げ出しそうに見えたので、直ぐにその制圧にかかりました。

牢内の「取仕舞」

戸前をありあわせの油を入れる大きい筒で先ず防ぎとめ、その外を堅めさせましたが、内外の様子が不安でした。外には残党共も数多く居て、殊に諸方の長人共を始め、もし心替わりしてしまつては、この上の大事

に及んでしまつかも知れないので、急遽申し合わせ、「石火矢(大砲)」2挺へ火薬を込めました。それを陣門の外の左右に仕掛け、その他の武器も備え、もし「異乱」となつたら「打出」すものとし、浜辺に控えている「惣蝦夷共」の方へも士中(侍)並びに通辞(通訳)ら銘々に鉄砲を携え、交替し堅めました。

その様子を見届けていたところ、牢内が増々騒動となり、屋根なども所々打ち破り、なかなかその場が鎮まる跡もありませんでした。殊に、夜に入つてしまつと、「内外混乱」するだつし、もしまた取り逃がしてしまつと、大変なことになるので、しまします。これにより「八人(孫三郎ら8人)一決」のうえ、止むを得ず「鐘・銅鑼・貝(法螺貝)・太鼓」などを「打鳴し」、「入替り入替り」鉄砲にて「打留」、逃げ出した者は鐘

にて「突留」、「大半打鎮め」て牢内を引崩し、残つていた者は鐘・刀などで残らず打ち取り、首を刎ね、その首を洗い、残らず箱に納め、鹽詰に致しました。このとおり「取仕舞引取」ましたらば、日も暮れていました(死罪の胴は一人ずつ「莖」に包み、大穴を掘り埋めましたと注釈があります)。

その夜の事

夜に入り、「めなし」の残党は一人も残らず逃げ失せました。

その時より午後10時頃まで、色々怪事もありました。「あつけし長人」方より「おさつへ長人」共らが、極内々で判つていることは、彼らが甲冑を着用して待機していたところ、午後10時を過ぎた頃、皆々騒ぎ出しましたが、早速取り鎮まりました。その後、又々午前4時頃に怪事があつたので騒ぎ出しましたが、又々早速鎮めました。度々騒ぎ出す事について、裏切者がいると見得るので、長人共を

残らず呼び出し、「敵敷」申し付け、「僉議(多人数による会議)」を致そうとしましたが、皆からの申し出る事が無く、間もなく夜も明けてきたので、イコト工、シヨンゴを始め、皆々を引き取らせました。

22日東風大風雨

イコト工、シヨンゴ、くなしりツキノ工をはじめ長人共を呼び出しました。

特別にツキノ工に申し渡したのは、この度の徒党の者を取締つたところ、メナシの方の残党共は皆々逃げ失せてしまつたが、「其方」については取り成しが宜しく、残党共を鎮めて居たので、「くなしり」については残らずその元ウタレとするので、その旨を相心得て置くこと。向後万端取り成すため、徒党の者共らより差出された印21品残らず「其方」へ預け置く事とします。この上ながら、随分心得違いが無いよう皆々の者へ申し付けます。なおまたイコト工、シヨンゴも相

互に心を合わせ、ウタレ共取り成すを第一の事とし、祖母も同様に申し渡します。シヨンゴ、イコト工兩人へ申し渡したのは、この度めなし徒党の者共より差出した手印65品は、甚だ宜しからず。その上、逃げ去つた事について「甚不届」であるので、「一統打絶(一族を討ち絶やす)」を申すべくところですが、松井茂兵衛中作により許します(なお、「中作」については「手段があつて八人が申し合わせとつた事なり」と注釈があります)。

これにより、手印は残らず兩人へ預け置くので、これからは随分心を合わせ、騒々しき事が無いよう、取り治めるを第一の事とします。無論、隣国の事については、ツキノ工とも相互に心添えを致し合い、皆々の者が心得違いの無いよう、取り成すべくことを3人に申し渡します。

3人の長人共並びに惣長人共は、いずれも有難く畏れ奉つたと記されています。